

租税特別措置法第40条第14項の規定により準用する同条第13項の規定による譲渡法人  
から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書  
〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第10項に規定する譲渡法人が、同条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下「特定贈与等」といいます。）を受けた公益法人等（同条第6項から第14項までの規定によりこの公益法人等とみなされた法人を含みます。以下「譲渡法人」といいます。）から、幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産（同条第5項に掲げる資産を含みます。以下同じです。）の贈与を受け、同条第14項の規定により準用する同条第13項の規定の適用を受けるとき（当該譲渡法人が同条第10項の規定による書類（届出書）を提出しなかった場合に限り）に使用します。

《記載要領》

- 1 「提出先」欄には、譲渡法人の主たる事務所の所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 2 「届出者（譲渡法人）」には、譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために特定贈与等による財産又は代替資産の贈与を受けた譲渡法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 3 「1 寄附者に関する事項」の「住所」欄には、特定贈与等をした者の現在及び寄附時の住所等を記載してください。なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」のように記載してください。
- 4 「承認を受けた財産の明細」には、当初の寄附時に措置法第40条第1項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
- 5 「2 譲渡法人に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - (1) 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - (2) 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
  - (3) 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 6 「3 届出者が贈与を受けた財産等の明細」の「使用開始(予定)年月日」欄には、財産等を幼保連携型認定こども園の事業に使用開始した年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」のように具体的に記載してください。
- 7 「4 届出者（譲渡法人）に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
  - (1) 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
  - (2) 幼保連携型認定こども園（旧幼保連携型認定こども園を除きます。）の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - (3) 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - (4) 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
  - (5) 譲渡法人が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
- 8 「5 その他参考事項」は、その他参考となる事項や譲渡法人が贈与を受けた財産等やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 9 この届出書は「譲渡法人が特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。  
(注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 譲渡法人が贈与を受けた財産等の登記事項証明書など譲渡法人から贈与により取得したものであることを明らかにする書類
- 2 譲渡法人の登記事項証明書等
- 3 上記《記載要領》5及び7の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類
- 4 幼保連携型認定こども園の設置日の記載のある書類（認可等の申請書、理事会議事録の写し等）
- 5 譲渡法人が贈与を受けた財産等を贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類